

徳島県立総合看護学校管理規則の一部改正（案）の概要

1 徳島県立総合看護学校管理規則について

この規則は、徳島県立総合看護学校の管理に関し、「定員」「教育の内容」をはじめ「入学出願手続き等」「入学試験等」など、必要な事項を定めるもの。

2 改正の趣旨

徳島県立総合看護学校は、卒業生の県内就職率が高く、本県地域医療を支える重要な役割を果たしています。現在、看護職の確保が求められる中、今後も安定的に看護職を県内医療機関等へ送り出すためには、新卒者に限らず、社会人をはじめ、多様な人材を確保することが重要とされております。

このため、令和8年度入学試験（令和7年度実施）より准看護学科に社会人入試枠を導入し、学科試験を免除するための規則改正を行うこととしました。

3 改正内容

社会人入試枠においては、高等学校又は中等教育学校を卒業後、3年経過している者を対象とするため、徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を改正する。

（→別紙「新旧対照表（案）」参照）

4 施行日

令和7年4月1日